

議案第 6 4 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 3 号中「次条第 5 項」を「次条第 4 項」に改める。

第 1 2 条第 2 項中「次に掲げる入居の手続をしなければ」を「第 1 6 条第 1 項の規定による敷金を納付しなければ」に改め、同項各号を削り、同条第 3 項中「入居の」を「前項の規定による」に、「前項」を「同項」に、「同項各号に定める」を「同項の規定による」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「第 3 項」を「前項」に、「第 2 項各号に定める」を「第 2 項の規定による」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

第 1 4 条第 1 項中「及び第 3 1 条第 1 項」を削る。

第 1 6 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、入居者に未納の家賃又は損害賠償金があるときは、前項に規定する敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者

は、市長に対し、同項に規定する敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第19条第3号中「又はエレベーター」を「、エレベーター」に改め、同条第4号中「畳の表替え、襖の張り替え、居室の塗り替え、壁紙の張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕」を「入居者が負担するものとして市長が別に定めるもの」に改める。

第27条第1項中「同居していた者」の次に「(第41条第1項において「同居者」という。)」を加える。

第31条第1項中「の第13条第2項の収入の認定」を削る。

第41条第1項各号列記以外の部分中「入居者」の次に「(第6号の規定に該当すると認めるときにあつては、同居者。以下この条において同じ。)」を加え、同項第3号及び第5号中「入居者」を「入居者等」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 同居者が第27条の規定に違反したとき。

第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改め、同条第4項中「第6号」を「第7号」に改め、同条第5項中「第1項第7号」を「第1項第8号」に改める。

第45条中「第16条第4項」を「第16条第5項」に改める。

第56条第3項中「第4項」を「第5項」に、「、第16条第2項」を「、同条第2項」に改め、「、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と」を削り、「使用料」と」の次に「、「前項」とあるのは「第56条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第56条第1項」と、「入居者」とあるのは「駐車場使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と」を加える。

第57条第2項中「第41条第2項中」を「同条第2項中」に、「第1項」とあるのは「第57条第1項」を「第1項第1号」とあるのは「第57条第1項第1号」に、「入居」とあるのは「使用」を「入居した」とあるのは「使用した」

に、「住宅」とあるのは「駐車場」を「の住宅」とあるのは「の駐車場」に、「第6号まで」を「第7号まで」に、「第1項第7号」を「第1項第8号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第41条第3項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の第8条第2項又は第11条第1項の規定による入居の決定を受ける者について適用し、同日前に改正前のこれらの規定による入居の決定を受けた者については、なお従前の例による。

理 由

民法の改正を踏まえ入居手続における連帯保証人の連署する誓約書兼請書提出の義務付けに係る規定を削除するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。